

## ユーリッヒ研究センター(独)と 大阪大学産業科学研究所との学術交流協定



岩崎 裕\*

Cooperation Agreement between Research Centre Jülich and ISIR

Key Words : Research Centre Jülich, ISIR Cooperation Agreement

2001年1月1日より、ユーリッヒ研究センター(独)と大阪大学産業科学研究所との学術交流協定がスタートした(締結日2000年12月27日)。ユーリッヒ研究センターは、ホームページによると、“the Research Centre Jülich, as one of the 16 Helmholtz research centres in Germany, links all its work to this common denominator. A staff of 4300 are devoted to investigating current issues in the areas of energy, environment, life, information and matter in one of the largest research institution in Europe. In Jülich scientists from many different disciplines including physics, chemistry, biology, medicine and engineering work together closely. This work results in contribu-

tions to basic research and long-term programs, applied research and key technologies.”とある(写真1. <http://www.fz-juelich.de/index-e.html>)。ヨーロッパの科学者と話をしていると、割合多くの機会に、ユーリッヒで研究していたことがあるという事を聞くほど、多くの研究所群を擁した一大研究センターである。本学術交流協定は、権田前所長の時代から取り組まれ、ようやく成立したものである。

独立行政法人的な運営体制に変わりつつある研究機関と大学との交流協定であるというところから、若干、従来の大学間協定とは異なるところがあった。その主な点は、知的所有権に関する取り決めが明確に盛り込まれた点で、これにより多少時間がかかったという事情がある。例えば、共同研究の成果が含まれる論文の出版に際しては、連名で発表する論文以外は、事前に文章で相互の了解を得ることなどが明記されている。その他特許などの業績の取り扱い、問題が起こったときの対処、法律的な根拠などが記載されている。このようなことは、実際の共同研究が推進された場合には当然起こってくる問題で、そういうことを契約の観点で事前に明らかにしておくということである。ユーリッヒ研究センター側では、交流協定のモチベーションは研究者にあるが、協定の法律的なことは専門家(Legal Adviser, Personnel and Legal Department)の手にゆだねられチェックされている。このような内容の協定であるので、大阪大学側でも権田前所長が法学部の先生に相談をされ、法学部の先生にお世話になっている。このようにこの学術交流協定は、従来の「協定を一つのでこにして、人的交流、共同研究を推進する」精神的意義に加えて、共同研究の成果が出た場合を想定して知的所有権の取り扱いを明らかにしておくという意義をもっている。

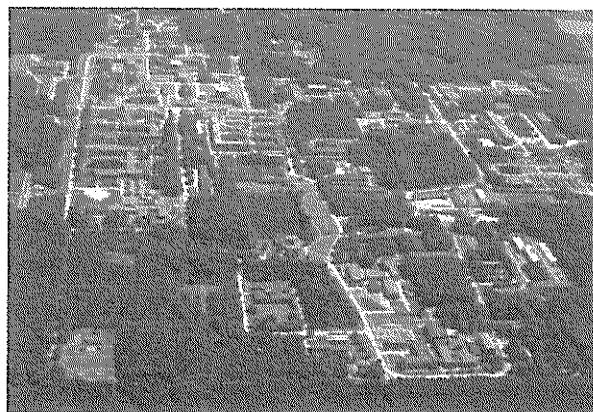


図 1



\* Hiroshi IWASAKI  
1945年2月1日生  
1967年大阪大学工学部電子工学科修了  
現在、産研・量子機能科学研究部門、  
教授、工学博士、表面科学・量子分子  
デバイス  
TEL 06-6876-4317  
FAX 06-6876-4317  
E-Mail [iwasaki@sanken.osaka-u.ac.jp](mailto:iwasaki@sanken.osaka-u.ac.jp)

この協定が結ばれたことで、実際共同研究を行う場合に大きなメリットがある。これまでは大学教官が出張・研修などで海外で研究する場合、その主な根拠としては、研究交流・見聞を広め本人の研修に役立つことが挙げられていたと思われる。そして身につけてきた学識を、帰国後教育と研究に役立てることが期待されることになる。今回のような協定がある場合には、その協定の共同研究を行うために海外出張する場合は、これまでの意義に加えて、権利・知的所有権を認められた上で共同研究の成果を上げる為に行くことになり、海外に行く意義が増してくる。すなわち、教官の研究活動については、国民に対する貢献は、国内においても、海外においても同様に果たせるわけである。当初は、知的所有権の取り決めをかなり厳しく規定することは窮屈であり、不自由であるとの考えもあったが、実際には国民に対して明確に説明できる形で海外との共同研究ができるというのが大きなポイントであり、意義があると考えられる。

さて本学術交流協定は、産業科学研究所の研究者とユーリッヒ研究センターの一部の研究所の研究者との研究交流を契機とし、権田前所長とリュート教授(the Institute of Thin Film and Ion Technology-ISI)及びミューラー-クランバール教授(the Institute of Solid State Research-IFF)との間で協定を結ぶ話がスタートした。今回締結された協定においては、両機関の協力推進の責務を負うものとして、産業科学研究所坂田教授とリュート教授及び

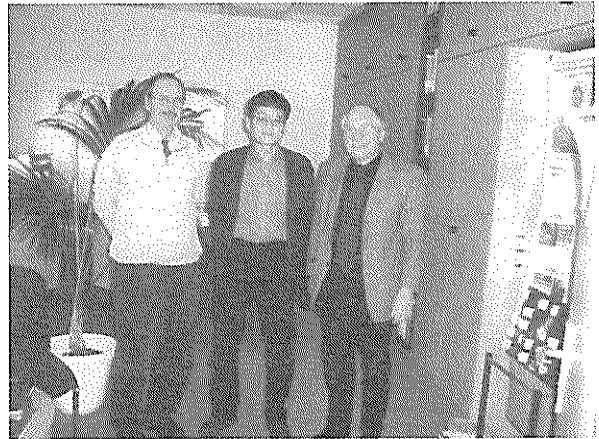


図 2

ミューラー-クランバール教授の名前が挙げられているが、協定はユーリッヒ研究センター全体と産業科学研究所との間のものである。しかしながら、冒頭にも紹介したように、ユーリッヒ研究センターは、エネルギー、環境、生命、情報、物質分野にわたる研究を推進しているヨーロッパ最大の規模の研究センターであり、本協定が、産業科学研究所だけではなく、大阪大学全体との学術交流の促進に役立つことが期待される。

なお、昨年暮に、筆者が最終的な学術交流協定のつめと協定書交換のために、リーダーシップ支援推進経費により派遣された時の写真を示す。向かって右がリュート教授で、左がLegal Adviserカール氏である。

